

稲城市公告第20号

特定事業構想について

稲城市まちづくり条例（令和7年条例第1号）第28条第2項の規定による特定事業構想の届出があったので、同条例第30条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

稲城市長 高橋 勝 浩

1 事業名称

レ・ミュー長峰開発行為

2 事業地

稲城市大字坂浜字三十九号3079番1外

3 縦覧期間

この公告の日から令和8年7月14日までの

午後8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日を除く。）

4 縦覧場所

東京都稲城市東長沼2111番地

稲城市役所 都市建設部まちづくり計画課窓口